

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後		改正前											
(趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第52条第4項の規定に基づき、 <u>法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。</u>		(目的) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第52条第4項の規定に基づき、 <u>法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。</u>											
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)											
<table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>職員</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>知事事務部局</td><td>部長(農業大学の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事 監 局長 所長 行政監察監 院長 課長(農業大学の課長を除く。) 室長(防災危機管理課情報システム管理室、<u>県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。</u>) 副局長 校長 <u>民工芸振興官</u> 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹並びに職員課、福利厚生室健康管理担当及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。) 財政課主計員 企画員 主任</td></tr></tbody></table>	機関	職員	略		知事事務部局	部長(農業大学の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事 監 局長 所長 行政監察監 院長 課長(農業大学の課長を除く。) 室長(防災危機管理課情報システム管理室、 <u>県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。</u>) 副局長 校長 <u>民工芸振興官</u> 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹並びに職員課、福利厚生室健康管理担当及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。) 財政課主計員 企画員 主任	<table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>職員</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>知事事務部局</td><td>部長(農業大学の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事 監 局長 所長(産業技術センターの所長を除く。) 行政監察監 <u>市場開拓監</u> 院長 課長(農業大学の課長を除く。) 室長(防災危機管理課情報システム管理室、<u>県史編さん室、衛生環境研究所及び産業技術センターの室長を除く。</u>) 副局長 <u>センター長</u> 校長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。)</td></tr></tbody></table>	機関	職員	略		知事事務部局	部長(農業大学の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事 監 局長 所長(産業技術センターの所長を除く。) 行政監察監 <u>市場開拓監</u> 院長 課長(農業大学の課長を除く。) 室長(防災危機管理課情報システム管理室、 <u>県史編さん室、衛生環境研究所及び産業技術センターの室長を除く。</u>) 副局長 <u>センター長</u> 校長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。)
機関	職員												
略													
知事事務部局	部長(農業大学の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事 監 局長 所長 行政監察監 院長 課長(農業大学の課長を除く。) 室長(防災危機管理課情報システム管理室、 <u>県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。</u>) 副局長 校長 <u>民工芸振興官</u> 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹並びに職員課、福利厚生室健康管理担当及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。) 財政課主計員 企画員 主任												
機関	職員												
略													
知事事務部局	部長(農業大学の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事 監 局長 所長(産業技術センターの所長を除く。) 行政監察監 <u>市場開拓監</u> 院長 課長(農業大学の課長を除く。) 室長(防災危機管理課情報システム管理室、 <u>県史編さん室、衛生環境研究所及び産業技術センターの室長を除く。</u>) 副局長 <u>センター長</u> 校長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。)												

		<p>監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹（職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。）</p> <p>監察員 職員課人材活用担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。） 職員課人材評価担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。） 職員課給与管理室室員（室長補佐、主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う室員に限る。） 行政経営推進課改革推進担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）</p>
総合事務所		<p>所長 局長 副局長 課長（保健衛生課長を除く。） 室長（心と女性の相談室長を除く。）</p> <p>館長 課長補佐</p>
略		
名古屋事務所		所長
略		
男女共同参画センター		所長 事務局長 次長
略		
とっとり賀露かにっこ館		館長
略		
略		
教育委員会事務	本庁	<p>教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高等教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与担当の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学</p>

		<p>財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹（職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。）</p> <p>監察員 職員課人材活用担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。） 職員課人材評価担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。） 職員課給与管理室室員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う室員に限る。） 行政経営推進課改革推進担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）</p>
略		
名古屋事務所		所長
総合事務所		<p>所長 局長 副局長 課長（保健衛生課長を除く。） 室長（福祉と保健の相談室長及び心と女性の相談室長を除く。） 館長</p>
略		
男女共同参画センター		事務局長
略		
とっとり賀露かにっこ館		館長
姫路鳥取線用地事務所		所長
略		
略		
教育委員会事務	本庁	<p>教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高等教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与担当の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学</p>

務 局 等	校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 教育総務課給与担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課教育企画室室員(企画に関する事務を行う室員に限る。) 小中学校課管理係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 特別支援教育室室員(人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。) 高等学校課管理係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)	
	略	
	略	
	図書館	館長 副館長
	博物館	館長 副館長 総務課長
	スポーツセンター	所長
	略	
	埋蔵文化財センター	所長
	略	
	特別支援学校	校長 教頭 部主事 事務長

略

備考
1～4 略

5 略

6 略

務 局 等	校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 教育総務課給与担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課教育企画室室員(企画に関する事務を行う室員に限る。) 小中学校課管理係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 障害児教育室室員(人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。) 高等学校課管理係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)	
	略	
	略	
	図書館	館長 次長
	博物館	館長 副館長 総務課長
	略	
	埋蔵文化財センター	所長
	スポーツセンター	所長
	略	
	盲学校	校長 教頭 部主事 事務長
聾学校	校長 教頭 部主事 事務長	
養護学校	校長 教頭 部主事 事務長	

略

備考
1～4 略
5 この表中「参事」とは、参事のうち管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)第2条に規定する職を占める参事をいう。

6 略

7 略

第2条 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号） <u>附則第9項又は第22項</u> の規定の適用を受ける職員の管理職員等の範囲については、平成20年3月31日までの間、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号） <u>附則第10項又は第24項</u> の規定の適用を受ける職員の管理職員等の範囲については、平成20年3月31日までの間、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正は、平成19年4月1日から施行する。